

# 仙台市精神保健福祉審議会作業部会 中間報告〈概要〉

【資料1】平成27年2月3日  
仙台市精神保健福祉審議会

## 審議事項：「精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方について」

※平成25年1月審議会にて審議事項として承認。作業部会を設置し検討を行うこととした。

### 検討の経過

○平成24年度（作業部会：1回開催）

○平成25年度（作業部会：4回開催）

東日本大震災の時に当事者の方が過ごした状況と関係機関における支援について、実態の把握と今後の対応における課題の整理

（アンケート調査及び聴き取り調査を実施し、作業部会にて検討）

災害時の精神障害のある方への支援についての検討にあたり、6つの課題に整理

- (1) 災害時の安否確認と相談・支援につながる体制
- (2) 情報収集と情報提供
- (3) 避難所では安心して過ごせない方への支援
- (4) 生活再建への支援
- (5) 支援ネットワークの構築
- (6) 災害への備え

・審議会本会への報告

○平成26年度（作業部会：3回開催）

上記の6つの課題について、対応の方向性について検討を行った。

# 課題および対応の方向性

## (1) 災害時の安否確認と相談支援につながる体制

### ① 災害時要援護者情報登録制度の周知

アンケート調査や聴き取り調査では、登録制度が十分に知られていないことが明らかになった。また、安否確認後の生活支援を行う機関に引き継ぐ仕組みも、災害時の支援に有益なものになる。

- 区保健福祉センター窓口等での制度の登録勧奨、支援機関での定期的な周知
- 支援機関による周知、地域支援者との関係構築を行うためのコーディネート

### ② 災害時要援護者情報登録制度以外の各支援機関における安否確認

登録制度以外の対応策として、障害者相談支援事業所や通所施設等の支援における安否確認が有効である。そのためには、事前に各支援機関において、災害時に安否確認が必要となる事例の整理に取り組む。

### ③ 安否確認後、相談・支援につながる体制

- ・緊急対応時期(発災から数日後まで)における安否確認や避難支援だけでなく、避難生活を送る上での支援、生活再建までの継続的かつ生活全般への支援が必要である。
- ・各支援機関においては、そのニーズを把握して、支援が途切れないよう、継続的な支援が重要である。そのためには、支援機関同士での情報共有が必要となる。

※ 【資料2】 仙台市精神保健福祉審議会作業部会中間報告 図1「災害時の相談・支援につながる体制」参照

## (2) 情報収集と情報提供

### ① 情報収集と情報提供の流れ

アンケート調査、聴き取り調査では、「精神科医療に関する情報が得られなかった」「生活の情報が得られなかった」との意見が多く聞かれた。精神保健福祉総合センターにおいて情報収集が行われたが、十分に情報が行き渡らなかった。

#### ○災害時には、精神科医療に関する情報とともに、生活に必要な情報提供も必要

- ・精神科医療に関する情報： 精神保健福祉総合センターが各医療機関から集約した情報を区保健福祉センターに情報提供する。区保健福祉センターから支援機関に情報提供する。
- ・生活情報に関する情報： 区保健福祉センターに集約し、支援機関に情報提供する。

⇒ 上記の2つについて、支援機関が当事者に情報提供を行う。その際には、情報が広く行き渡るような配慮が求められる。

※ 【資料2】 仙台市精神保健福祉審議会中間報告 図2「災害時の情報収集および情報提供の流れ」参照

### ② 当事者にとって分かりやすい情報提供

- ・情報提供は、当事者が困っていることや必要としていることを整理した上で、当事者に合わせて行う。
- ・単に情報を提供するだけでなく、相談を受けたり、必要な相談機関への紹介を行う等の配慮も必要である。

### (3) 避難所では安心して過ごせない方への支援

#### ①精神障害のある方の避難所での避難生活の現状

- ・大勢の被災者が集まる場所であり、精神障害のある方にとって避難所のざわついた環境自体がストレスとなる。東日本大震災後、避難所の利用は20%未満であり、利用も短期間にとどまった。
- ・避難所では、外見から精神障害があることが分かりにくく、支援の必要性が理解されにくい。
- ・避難所に行けなかったり、短期間しか避難所にいられなかったため、支援が必要な方であったとしても、必要な支援が提供されず、地域で埋もれてしまう可能性がある。

#### ②避難所における配慮

避難所において、一般避難者と分けた過ごす場の確保など環境の配慮、必要な情報提供や相談への対応が求められる。

### ③避難所以外の地域における相談の場の確保

- ・東日本大震災後、通所系事業所、小規模地域活動支援センター等でも障害者への居場所の提供や相談等への対応が行われていた。
- ・災害時、緊急対応時期から避難生活時期においては、より小さな圏域の中で支援を提供する必要がある。区保健福祉センターや障害者相談支援事業所だけでなく、通所系福祉サービス事業所、小規模地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所等においても、支援の一旦を担うことが期待される。
- ・継続的な支援が必要となる事例については、区保健福祉センターや障害者相談支援事業所などの支援機関につなぐ体制が求められる。

#### 災害時、各支援機関に求められる機能

##### ○情報収集および情報提供

- ・避難生活を送る上で必要な医療情報、生活情報の収集
- ・精神障害のある方に対して、避難生活を送る上で必要な医療情報や生活情報の整理と情報提供

##### ○相談できる場の提供

- ・不安の傾聴など相談の場の提供

##### ○安心して過ごせる場の提供

- ・避難所や自宅以外で安心して過ごせる場の提供

## (4) 生活再建への支援

- ・これまで支援を受けていない人でも、喪失体験、PTSD、震災後のアルコール問題など震災関連の課題により、新たな支援を必要とする事例もある。
- ・生活再建では、自宅の片づけ、引っ越し、支援制度の手続き、就労など支援内容は多岐にわたるため、精神障害のある方にとって、自身でどのような手続きを行うか整理することは難しいことが予想される。

### 対応の方向性

- ・精神障害のある方への支援では、緊急対応時期や避難生活時期だけでなく、生活再建をも含めた支援が必要である。
- ・支援者一人で抱え込むのではなく、支援ネットワークを担保することで、継続的かつ途切れずに支援を行っていくことが重要である。
- ・継続的な支援や生活全般への支援が必要となる事例については、区保健福祉センター、障害者相談支援事業所などが中心の役割を担うことが期待される。

## (5) 支援ネットワークの構築

### 地域におけるネットワークの構築

- ・アンケートや聴き取り調査では、地域での支援ネットワークを必要とする声が多く聞かれた。
- ・緊急対応時期や避難生活時期においては、特に地域単位でのネットワークが機能することが有効である。

#### 対応の方向性

- ・精神障害のある方への支援を行う機関(例. 通所系福祉サービス事業所、小規模地域活動支援センター、相談支援事業所等)が中心となり、ネットワークを構築することが期待される。
- ・支援ネットワークの形成は、災害時だけでなく、日ごろから顔の見える関係づくりが大切である。災害に備え、定期的に話し合いの場を持つことが望ましい。
- ・支援ネットワークは、障害福祉サービス提供等の支援機関だけでなく、地域支援者や地域包括支援センターとの連携等も含めて築くことが必要である。

## (6) 災害への備え

### 仙台市地域防災計画における災害時要援護者対策

- ・災害時要援護者避難支援プランのとおり、災害時要援護者及びその家族が可能な範囲で対処する自助と地域住民相互による共助を基本とし、市は自助、共助の取組みを推進する。
- ・自助の取組みは、市は日頃からの備えや災害時の対応策の周知等により防災意識の啓発を推進する。



当事者自身が災害への備えを行っていくために、  
当事者や家族、支援者等も含めた働きかけが必要

- ①日頃から災害対応のイメージ作りを行うことでの自助を促す取組み
- ②地域防災活動に精神障害のある方が参加できるための取組み
- ③事業所等にて個々の利用者と災害時の避難および支援方法の共有



### ①日頃から災害対応のイメージ作りを行うことでの自助を促す取組み

・災害時に適切な避難行動を取りやすくするため、日ごろから、「災害が起こった時にどのような行動をとるべきか」「災害に備えて何を準備しておくべきか」「災害で困った時に誰に相談すべきか」をイメージしておくことが求められる。

・災害時に支援の要否に関わらず、一人一人の当事者が災害の対応をイメージしておくことができるよう、広く周知、啓発が必要である(例. リーフレットの活用等)。

### ②地域防災活動に精神障害のある方が参加できるための取組み

・より具体的に災害時の行動をイメージできるよう、地域の中で避難生活をどのように送るかを体験できるような働きかけが必要(例. 避難場所の確認、地域の防災訓練等への参加)である。

・当事者が自ら地域とつながることは難しいことから、支援機関が地域の支援者との関係づくりや地域支援者に対する障害の理解を促すための働きかけ等を行い、当事者と地域がつながるための関係づくりを担う役割が期待される。

### ③事業所等にて個々の利用者と災害時の避難および支援方法の共有

日頃から当事者の特性をよく知る支援者が、個々の当事者と避難方法等を検討し、避難計画を作成する。当事者と計画作成することで、当事者の災害への備えを促すことができる。また支援機関が計画を共有することで、災害時の支援を円滑に行うことができる。

# 作業部会での検討経過および今後のスケジュール(案)

	作業部会	検討内容
24年度	作業部会(1回)	○作業部会における検討のすすめ方およびスケジュール
25年度	作業部会(4回)	○災害対応のあり方に関するアンケート調査および聞き取り調査の検討、実施。調査結果から見えてきた課題の検討
26年度	作業部会(3回)	○災害対応のあり方に関する具体的検討
27年度	作業部会 (4~7月)	<b>※2回開催予定</b> 審議会での検討を受けて、下記の内容について、さらに具体的検討を行う ①避難所で安心して過ごせない方への対応のあり方 ②災害への備え
		作業部会報告書作成